

計量管理規定

新旧対照表

令和5年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新型転換炉原型炉ふげん

新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を _____ で示す。

現 行	改 定 案	備 考
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん 計量管理規定	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん 計量管理規定	・変更なし
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	

新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

現 行	改 定 案	備 考
目 次	目 次	
第一編 総 則	第一編 総 則	・変更なし
第一章 目 的 (第1条) 1	第一章 目 的 (第1条) 1	
第二章 適用範囲 (第2条) 1	第二章 適用範囲 (第2条) 1	
第三章 定 義 (第3条) 1	第三章 定 義 (第3条) 1	
第四章 計量管理規定の遵守義務 (第4条) 4	第四章 計量管理規定の遵守義務 (第4条) 4	
第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理	第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理	
第一章 計量管理を行う者の職務及び組織 (第1条～第2条) 5	第一章 計量管理を行う者の職務及び組織 (第1条～第2条) 5	
第二章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 (第3条) 5	第二章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 (第3条) 5	
第三章 主要測定点の設定及びその符号 (第4条) 6	第三章 主要測定点の設定及びその符号 (第4条) 6	
第四章 計量管理の原則 (第5条～第11条) 6	第四章 計量管理の原則 (第5条～第11条) 6	
第五章 計量管理の取扱手続 (第12条～第16条) 7	第五章 計量管理の取扱手續 (第12条～第16条) 7	
第六章 実在庫量の確認 (第17条～第21条) 8	第六章 実在庫量の確認 (第17条～第21条) 8	
第七章 測定の方法 (第22条～第23条) 9	第七章 測定の方法 (第22条～第23条) 9	
第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法 (第24条) 9	第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法 (第24条) 9	
第九章 記 録 (第25条～第29条) 10	第九章 記 録 (第25条～第29条) 10	
第十章 報 告 (第30条～第32条) 11	第十章 報 告 (第30条～第32条) 11	
第十一章 国際約束の遵守等に係る事項 (第33条～第38条) 12	第十一章 国際約束の遵守等に係る事項 (第33条～第38条) 12	
第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理	第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理	
第一章 計量管理を行う者の職務及び組織 (第1条～第2条) 14	第一章 計量管理を行う者の職務及び組織 (第1条～第2条) 14	
第二章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 (第3条) 14	第二章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 (第3条) 14	
第三章 主要測定点の設定及びその符号 (第4条) 15	第三章 主要測定点の設定及びその符号 (第4条) 15	
第四章 計量管理の原則 (第5条～第11条) 15	第四章 計量管理の原則 (第5条～第11条) 15	
第五章 計量管理の取扱手續 (第12条～第18条) 16	第五章 計量管理の取扱手續 (第12条～第18条) 16	
第六章 実在庫量の確認 (第19条～第23条) 18	第六章 実在庫量の確認 (第19条～第23条) 18	
第七章 測定の方法 (第24条) 19	第七章 測定の方法 (第24条) 19	

新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を _____ で示す。

現 行	改 定 案	備 考
第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法（第25条） 19	第八章 供給当事国別の国際規制物資の管理の方法（第25条） 19	
第九章 記 録（第26条～第29条） 19	第九章 記 録（第26条～第29条） 20	
第十章 報 告（第30条～第32条） 20	第十章 報 告（第30条～第32条） 21	
第十一章 国際約束の遵守等に係る事項（第32条の2～第36条） 21	第十一章 国際約束の遵守等に係る事項（第32条の2～第36条） 21	・頁番号の繰り下げ
附 則 23	附 則 23	
(関連図表)	(関連図表)	
別図第1 原子炉施設の計量管理組織 25	別図第1 原子炉施設の計量管理組織 25	
別図第2 原子炉施設のMBA及びKMP 25	別図第2 原子炉施設のMBA及びKMP 25	
別図第3 使用施設の計量管理組織 26	別図第3 使用施設の計量管理組織 26	
別図第4 使用施設のMBA及びKMP 26	別図第4 使用施設のMBA及びKMP 26	
別表第1 原子炉施設におけるMBA 27	別表第1 原子炉施設におけるMBA 27	
別表第2 原子炉施設における核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ 27	別表第2 原子炉施設における核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ 27	
別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（物理的形状） 29	別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（物理的形状） 29	
別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（化学的形状） 30	別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（化学的形状） 30	
別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（封じ込め） 31	別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（封じ込め） 31	
別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（照射状況／品質） 32	別表第3 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（照射状況／品質） 32	
別表第4 各主要測定点における測定等 33	別表第4 各主要測定点における測定等 33	
別表第5 運転記録の記録事項及び記録時期 34	別表第5 運転記録の記録事項及び記録時期 34	
別表第6(1) [] の変更に関する情報の国に対する連絡期限 35	別表第6(1) [] の変更に関する情報の国に対する連絡期限 35	
別表第6(2) [] 変更該当事項 35	別表第6(2) [] 変更該当事項 35	
別表第7 原子炉施設の操業状況に関し変更を報告すべき事項 36	別表第7 原子炉施設の操業状況に関し変更を報告すべき事項 36	
別表第8 使用施設におけるMBA 36	別表第8 使用施設におけるMBA 36	
別表第9 使用施設における核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ 37	別表第9 使用施設における核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ 37	
別表第10 各主要測定点における測定等 37	別表第10 各主要測定点における測定等 37	

新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>第一編 総 則</p> <p>(略)</p> <p>第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 原子炉施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) ふげん所長（以下「所長」という。） (2) 計量管理責任者 (3) 安全・品質保証部長 (4) 施設保安課長</p> <p>2 計量管理責任者は、安全・品質保証部長とする。</p> <p>3 第1項の計量管理組織は、別図第1のとおり。</p> <p>(略)</p>	<p>第一編 総 則</p> <p>(略)</p> <p>第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 原子炉施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) ふげん所長（以下「所長」という。） (2) 計量管理責任者 (3) 安全・品質保証部長 (4) 施設保安課長</p> <p>2 計量管理責任者は、安全・品質保証部長とする。</p> <p>3 <u>計量管理責任者が疾病その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長が代理者として指名する者がその職務を行う。</u></p> <p>4 第1項の計量管理組織は、別図第1のとおり。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計量管理に関する業務を滞りなく遂行するため、計量管理責任者の代理者の指名について追加 ・項番号の繰り下げ

新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 使用施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) ふげん所長（以下「所長」という。） (2) 計量管理責任者 (3) 安全・品質保証部長 (4) 廃止措置部長 (5) 施設保安課長 (6) 施設管理課長</p> <p>2 計量管理責任者は、安全・品質保証部長とする。</p> <p>3 第1項の計量管理組織は、別図第3のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>附 則（令和2年7月13日 令02ふ（規則）第B016号） この規定は、令和2年8月1日から施行する。</p>	<p>第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第一章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 使用施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) ふげん所長（以下「所長」という。） (2) 計量管理責任者 (3) 安全・品質保証部長 (4) 廃止措置部長 (5) 施設保安課長 (6) 施設管理課長</p> <p>2 計量管理責任者は、安全・品質保証部長とする。</p> <p>3 <u>計量管理責任者が疾病その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長が代理者として指名する者がその職務を行う。</u></p> <p>4 第1項の計量管理組織は、別図第3のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>附 則（令和2年7月13日 令02ふ（規則）第B016号） この規定は、令和2年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年 月 日 令05ふ（規則）第 号） この規定は、令和5年 月 日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計量管理に関する業務を滞りなく遂行するため、計量管理責任者の代理者の指名について追加 ・項番号の繰り下げ ・この規定は、原子力規制委員会の認可

新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を _____ で示す。

現 行	改 定 案	備 考
		を受けた後、所長が別に定める日から施行するものとする。